

令和2年度 村・道民税の 申告について

1月1日現在、占冠村に住所のある方で、令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に収入があった方は、『村・道民税』の申告をしていただく必要があります。申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられなかったり、医療費負担割合などの算出に支障をきたす場合があります。

申告手続等については下記のとおりです。**期限は3月16日（月）**までです。期限内申告についてご理解とご協力をお願いします。

1. 申告しなければならない方

- ・事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- ・土地や建物、その他の資産を売った方
- ・給与以外の収入があった方
- ・令和元年中に退職された方（再就職し、勤務先で年末調整を終えていれば申告不要）
- ・令和元年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- ・国民健康保険加入者（収入がなくても申告が必要）
- ・所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

2. 申告する必要のない方

- ・令和元年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整を終えている方
- ・税務署に所得税の確定申告書を提出した方 など

3. 申告の際に必要なもの

- ・収入を証明する資料（各種源泉徴収票や支払調書など）
- ・控除を証明する資料（生命保険・地震保険支払証明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金等口座番号がわかるもの

4. 確定申告・村道民税申告の巡回相談

月 日	時 間	場 所
2月19日（水）	10:00～16:00	双珠別住民センター
2月20日（木）	10:00～16:00	占冠地域交流館
2月26日（水）	10:00～16:00	トナムコミュニティセンター
2月27日（木）	10:00～16:00	トナムコミュニティセンター

※この日程以外は、総務課税務担当で随時申告受付、相談を行っています。

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

確定申告は 正しくお早め お願いします

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

1. 申告書の作成

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』は、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、ご自宅で『所得税等の確定申告書』が作成できますので、ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

URL：<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

2. 医療費控除では、領収書の提出が不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となります。医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、医療・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

3. 申告書への記載漏れにご注意ください！

(1) マイナンバー

申告書には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

なお、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類（マイナンバーカード、通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）の提示又は写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要）。

(2) 復興特別所得税

申告書の『復興特別所得税』欄の記載漏れがないようご注意ください。なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について『復興特別所得税額』欄の記載が必要です。

4. 申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税の確定申告は3月16日（月）まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日（火）まで

5. 富良野税務署での確定申告会場

期 間 2月17日（月）から3月16日（月）まで

相談受付時間 午前9時から午後4時まで（土日を除く）

※申告書の作成には時間を要しますので、受付時間内にお越しください。

※会場が混雑している場合には、入場をお断りすることがあります。

☎ 富良野税務署 富良野市桂木町3番2号 ☎22-2144（自動音声でご案内します）